



平成 23 年 5 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 M C J
代表者名 代表取締役社長兼会長 高島 勇二
(東証マザーズ コード番号:6670)
問合せ先 取締役 経営企画室長 廣田 重徳
(電話番号 03-5821-7114)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ

当社は、平成22年6月29日開催の第12回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、有効期間を平成23年6月29日開催予定の第13回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結の時までとする「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を継続いたしました。

その後も当社は、いわゆる買収防衛策をめぐる諸々の社会動向をふまえ、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本プランについて検討を重ねてまいりましたが、かかる検討の結果、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本プランの継続を決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランが当社株式の大規模買付行為に関する対応方針として相当である旨の意見を表明しております。

また、平成23年3月31日現在における当社の株主の状況等は、別紙4「当社株式の状況」のとおりであり、平成23年5月26日現在において、当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

(注1) 本プランにおいて「大規模買付行為」とは、特定株主グループ(注2)の議決権割合(注3)を20%以上とすることを目的とする当社株式等(注4)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為(あらかじめ当社取締役会が同意した場合を除き、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。)を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味するものとします。

(注2) 特定株主グループとは、(i) 当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をい

い、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は (ii) 当社の株式等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。) の買付け等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。) を行う者及びその特別関係者 (同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。) を意味するものとします。

(注 3) 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注 2 の (i) の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株券等保有割合 (金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数 (同項に規定する保有株券等の数をいいます。) も計算上考慮されるものとします。)、又は (ii) 特定株主グループが、注 2 の (ii) の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合 (同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。) の合計を意味するものとします。なお、議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数 (同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。) 及び発行済株式の総数 (同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。) は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注 4) 当社株式等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等又は同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等いずれかに該当するものの総称を意味するものとします。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社株式等に対して大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為が会社の支配権の移転を伴うものであったとしても、当社は資本市場に公開された株式会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して当社及び当社グループの経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、①買付者による買付行為の目的等からみて、買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白なもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当該買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④当該買付行為に対する賛否の意見又は当該買付者が提示する買収提案や、事業計画等に代替する事業計画等 (以下「代替案」と総称します。) を当社取締役会が株主の皆様に対して提示するために必要な情報、当該買付者との交渉機会、相当な考慮期間等を当社取締役会に対して与えないもの等、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対して重大な損害を与える可能性のあるものが含まれている可能性があります。

当社は、上記のような不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えており、そのような大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置をもって臨む必要があると考えております。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社グループの企業価値の源泉

当社グループ (当社グループとは、当社と会社法上の当社子会社を含む企業集団をいいます。) は、いわゆる BTO (Build To Order : 受注生産) 方式によるパーソナルコンピュー

ター（以下「パソコン」といいます。）の製造・販売事業を起点として、液晶モニターの製造・販売、パソコンパーツの仕入・販売、パソコン周辺機器の仕入・販売、パソコン関連書籍の出版等、複数の異なる事業会社が有機的に結合した総合IT（Information Technology:情報技術）企業グループであります。

BTO方式によるパソコンの製造・販売には、特化された一連の自社システムの構築・運用が必要不可欠であります。当社グループは、お客様のニーズに応じて、柔軟かつ細やかな部品構成の変更に対応するために、パソコンの開発・生産システムに始まり、パソコンパーツ部材の調達システム、インターネットを介した販売システム、自社直販店舗での販売システム、情報家電量販店様との密接な業務提携関係に基づく店頭販売システムに至るまで、BTO方式を主軸とするビジネスを最適化するための経験・ノウハウを長年に渡り培ってまいりました。

また、当社グループは、陳腐化のスピードが極めて速いパソコン業界において、常に最新・最先端のアーキテクチャを採用したパソコンの開発、製造及び早期市場投入を実現しております。これは、CPU（中央演算処理装置）、マザーボード（パソコンの中核を成す基幹パーツ）、グラフィックボード（描画機能を向上させるための基幹パーツ）といった基幹パーツのハードウェアメーカー、またOS（Windows等の基幹ソフト）をはじめとするソフトウェアメーカーとの協力体制を極めて密に保っているからこそ実現可能なものであり、こうした協力体制は、当社グループが長い時間と労力をかけて、各メーカーから獲得した信頼の賜物であります。

さらに、当社グループは、お客様の視点に立ち、パソコンマーケットの動向を常に注視しながら、緻密なマーケティング活動を常に実施し、当社グループ間にてこれを共有することにより、価格・性能・品質のバランスを高次元で確立したコストパフォーマンスに優れた製品の市場投入を持続的に実現しており、経営的視点からは、在庫リスク及び価格下落リスクを最低限に留めることができる仕組みの構築に努めております。

当社グループの企業価値は、当社グループ各社が個々に有する経験・ノウハウ、当社グループ各社間における有機的なパートナーシップはもちろん、株主の皆様をはじめとして、お客様、取引先企業様、従業員、及び事業パートナー様といった様々なステークホルダーとの間で築きあげてきた良好な信頼関係から生み出されており、中長期的視点に立ったステークホルダーとの信頼関係の維持こそが、当社グループの企業価値を向上させるための重要な基盤であるといえます。

2. 基本方針の実現へ向けた取組み

当社は、当社グループの企業価値の源泉であるステークホルダーとの信頼関係を維持し、あるいは向上させるために、当社グループ社員による目標・価値観の共有、社員のプロフェッショナルリズムの育成、並びに幹部社員のマネジメント能力の育成に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化・充実による健全なグループ経営が必要不可欠であると認識し、その実現のために、経営監視機能の強化、内部統制システム及びコンプライアンス体制の構築・運用に継続的に取り組んでおります。

当社は、経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るためには、当社グループの事業内容に精通している社内取締役で構成する適切な規模の取締役会と、監査役による経営監視体制の整備・強化によるガバナンス体制が、現時点では適切な体制であると考えております。なお、社外チェックの観点からは、1名の社外取締役及び2名の社外監査役が取締役会に出席し、会社の運営状況や各取締役の業務執行状況を確認し、必要に応じて意見を述べるなどの活動を行っており、社外からの監視・監督が十分に機能する体制が整備されております。

3. 利益還元に向けた取組み

当社グループは、株主の皆様への利益還元の充実を経営上の極めて重要な課題の一つと考えており、経営成績に応じた業績成果配分型の配当を基本方針としながら、当社グループの連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、今後とも連結当期純利益ベースでの配当性向10%を目標として、積極的な利益還元に努めてまいります。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的及び当社の状況

(1) 本プラン導入の目的

本プランは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って導入されるものです。

当社は、基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社株式等に対する大規模買付行為が行われる際に、大規模買付者に対して、事前に下記2. (1) から (3) に定める説明義務及び情報提供義務等を課す一方で、当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案し、あるいは株主の皆様が係る大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることをその目的としています。

(2) 当社の状況

当社及び当社グループ各社の役員及び関係者（以下「当社役員等」といいます。）が保有する当社株式等の保有比率の合計は、平成23年3月31日現在で約39%となっておりますが、当社の創業者であり、当社の代表取締役社長兼会長である高島勇二がその大半である約33%を保有しており、今後も当社の安定株主として継続保有する意向ですが、偶発的、突発的な事故や健康上の問題等から不測の事態が発生し、その結果として相続、譲渡、処分等がなされた場合には、当社の株主構成に大きな変化が生じることが予想されます。

また、当社は、当社グループの成長戦略として、従来より積極的にM&Aを活用してまいりましたが、今後におきましても、当社グループの成長及び企業価値の向上に資すると判断した案件が発生した場合には、随時M&Aを実施し、その買収原資を金融機関からの借入の他、第三者割当等により資本市場から調達する可能性があります。その場合においては、発行済株式数の増加に伴い、結果として当社役員等が保有する当社株式の保有比率が低下することとなり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を恣意的に毀損するような大規模買付行為が発生するおそれが増大すると考えられます。

このような考えから、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が、当該大規模買付行為に応じるか否かの判断をするに必要かつ十分な情報、選択肢、時間を確保するためには、当社株式等の大規模買付行為に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に、当社の企業価値

及び株主共同の利益を守ることを目的として、下記4.に記載する相当の対抗措置を講じることにいたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 意向表明書

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、及び提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を明示した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

(2) 十分な情報の提供

当社取締役会は、上記意向表明書を受領後7営業日以内に、大規模買付者に対して、当社の株主の皆様が大規模買付行為について適切な判断をするため、並びに当社取締役会及び後述する独立委員会の適切な評価・検討のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の提供を求める必要情報のリストを交付します。

大規模買付者は、大規模買付情報のリストを受領後速やかに大規模買付情報を当社取締役会に対し提出するものとし、当社取締役会は、大規模買付情報を受領後、速やかに独立委員会に提出いたします。

(3) 大規模買付情報の内容

大規模買付情報の具体的な項目は、大規模買付行為の内容によって異なりますが、主な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の沿革、役員構成、事業内容、資本構成、主要株主、直近3年間の財務諸表、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③ 大規模買付者及びそのグループの当社株式等の保有数及び議決権保有割合
- ④ 大規模買付行為における当社株式等の取得対価の算定根拠、取得資金の裏付け（資金調達の内容及び条件を含む。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後の当社経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、労務政策並びに資産活用策
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループ会社の従業員、取引先、顧客並びにその他のステークホルダーに対する対応方針

なお、当社取締役会が、大規模買付情報の内容に不明な点があり、又はより詳細な説明が必要であると判断した事項については、適時、追加で情報の提供を求める場合があります。また、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付行為の概要及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、その事実を速やかに公表するとともに、株主の皆様判断のために必要であると認められる内容を、当社取締役会が適切と判断する時期に開示いたします。

(4) 当社取締役会の評価期間

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した日から 60 日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合）又は 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、大規模買付者との条件に関する交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案の立案等のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。

取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価及び検討し、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に対し通知するとともに、これを株主の皆様へ開示いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件又は方法について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対する代替案を提示することもあります。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付ルール of 適正な運用及び取締役会による恣意的な判断を防止するための機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、又は弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者等社外有識者の中から選任された委員 3 名以上で構成されます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された大規模買付情報及び大規模買付情報に対する当社取締役会の評価・意見等を独立委員会に提出し、独立委員会は、大規模買付情報、取締役会の評価・意見等、及び外部専門家の意見を参考に検討を行い、適時取締役会に勧告を行います。独立委員会の主な権能及び活動内容は以下のとおりとします。

- ① 独立委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、又は提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接又は当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考える情報の提供をを求めることができるものとします。
- ② 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かについて検討した結果を取締役に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合は、併せて後述の大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に勧告します。
- ③ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか否かについて検討し、その結果を取締役に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に勧告します。また、独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していないと判断した場合には、取締役会に対し、その旨の勧告と大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。
- ④ その他、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項及び独立委員会が取締役に勧告すべきと判断した事項について、勧告を行います。

なお、独立委員会が当社取締役会への勧告を行うにあたっては、当社の費用により第三者である外部専門家等の助言を得ることができるものとします。大規模買付対抗措置の発動又は不発動

は、最終的には当社取締役会の決定事項となりますが、当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ原則として独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとするにより、独立委員会が取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置付けております。

4. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。具体的な大規模買付対抗措置の一つとして、株主の皆様に対し無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙1に定めるとおりとします。なお、当該新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件、及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合に、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書及び大規模買付情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされた場合は、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、独立委員会が上記判断のもと、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告を行った場合でも、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置の発動を決議しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- i. 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を上げ高値で当社株式等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメーラーの場合）
- ii. 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当

社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合

- iii. 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- iv. 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売り抜けをすることにある場合
- v. 最初の買付で、全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付を行うなど、株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合
- vi. 大規模買付者による経営権取得及び経営権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、株主の皆様はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく毀損するおそれがある又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合
- vii. 大規模買付行為における買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社グループの企業価値の本質に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付である場合

(3) 大規模買付対抗措置の発動手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がなされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社又は株主の皆様著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。但し、大規模買付行為が上記4.(2)② i からviiの要件を具備し、独立委員会から大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替案を提示することもあります。

但し、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、大規模買付対抗措置としての新株予約権の無償割当を決議した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の撤回等、大規模買付対抗措置の発動の判断の基礎となった事項に重要な変更が生じた場合には、新株予約権の無償割当の中止、又は新株予約権を無償にて取得（無償割当の効力発生後の場合）する旨の決議を行うことができるものとします。

5. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から、平成24年6月開催予定の第14回定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランを継続するか否かについては、毎年定時株主総会に付議し、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をもって継続するものとします。

当社取締役会は、本プランの有効期間満了前であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの趣旨に反しない範囲かつ独立委員会の承認を得た上で、本プランの修正又は見直しを行うことができるものとし、また当社の株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他法令若しくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈、運用の変更があった場合には、合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正又は変更することができるものとします。

IV. 本プランが株主の皆様にご与える影響等

1. 本プランの導入が株主の皆様にご与える影響等

本プランの導入時点においては、新株予約権の無償割当自体は行われませんので、大規模買付ルール導入により、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に直接的・具体的な影響が生じることはありません。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主の皆様にご与える影響等

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付対抗措置を発動します。但し、その場合であっても、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しなかった大規模買付者を除く。）が、法的権利及び経済的利益面において特別な損害を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合は、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置の発動が株主の皆様にご与える具体的な影響は以下のとおりです。

① 大規模買付対抗措置として実際に新株予約権を割当、新株予約権が行使された場合

対抗措置として新株予約権の割当を行った場合には、株主の皆様には、新株予約権を取得するために所定の期間内にお申し込みをしていただく、又は新株予約権の行使により株式を取得するために、一定の金額の払い込みをしていただく必要がある場合があります。

株主の皆様が新株予約権を行使していただいた場合、当社株式を取得していただくことにより、保有比率の低下や財産的な損失が生じることはありません。但し、当社取締役会が新株予約権を当社株式と引換えに取得することができることと定めた場合には、当社が所定の手続きをとれば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価格

相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式を取得することになります。

この場合に、結果として一株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。係る手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を割当てることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。但し、新株予約権の割当は、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、大規模買付ルールに違反した大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、その法的権利又は経済的利益面において不利益が発生する可能性があります。大規模買付ルールの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないよう予め注意喚起するものであります。

② 大規模買付対抗措置の発動を中止した場合等

対抗措置の発動後、上記Ⅲ 4. (3) ②但書に定める状況等において、当社取締役会の決定により、新株予約権の割当を中止し、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、又は新株予約権の発行の差し止めが決定された場合には、一株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、上記のような場合に、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

V. 本プランが基本方針に沿うものであること、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

本プランには、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して、当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を明記しております。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがある旨を明記しております。対抗措置の発動又は不発動の決定は、あくまでも当社グループの企業価値及び株主共同の利益の観点から決定されるものでありますので、本プランは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

さらに、本プランは、①大規模買付行為への対抗措置の発動にあたり合理的かつ客観的な要件が設定されていること、②独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会を設置し、大規模買付行為への対抗措置の発動に際しては原則として独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、③独立委員会は当社の費用で第三者である外部専門家等の助言を得ることができるとされていること、④有効期間が1年と定められたうえ、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有しているため、当社取締役会は、本プランが当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

以上

(別紙1)

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会において別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 新株予約権の総数
当社取締役会が別途定める割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当該時点において当社が保有する当社普通株式の数を除く。)に相当する数とする。
4. 新株予約権の割当価額
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際してなされる出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使条件
特定株主グループに属する者(大規模買付者を含む。但し、当社取締役会があらかじめ同意した者を除く。)ではないこと等を行使の条件とし、詳細については当社取締役会においてこれを定める。
8. 取得条項
 - (1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - (2) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

(3) その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

(別紙2)

独立委員会規則の概要

1. 委員構成

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、又は弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者等社外有識者の中から、当社取締役会が選任する委員3名以上で構成される。

2. 任期

独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

3. 独立委員会の権限

- (1) 独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について検討・評価のうえ、委員会としての決定を行い、その決定の内容及びその理由を当社取締役会に勧告する。
 - ①大規模買付者が提供する情報の十分性について
 - ②大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について
 - ③大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について
 - ④その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項及び委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について
- (2) 独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ①大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
 - ②当社取締役会に対する代替案の提出の要求及び代替案の検討・評価
 - ③前各号に定める他、当社取締役会が、委員会が行う事ができると定めた事項
- (3) 独立委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として取締役会に指示することができる。
 - ①大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
 - ②大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報の公表
 - ③大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であると認めた場合の公表
 - ④大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

4. 独立委員会の決議

独立委員会の決議は、原則として独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由がある時は、独立委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

5. その他

- (1) 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要

- と認める者の出席を要求し、独立委員会が必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (2) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
 - (3) 独立委員会は、大規模買付行為がなされた場合の他、独立委員が必要と認める場合には、いつでも委員会を招集することができる。
 - (4) 独立委員会は、事故等により独立委員に欠員が生じた時、又は独立委員の増員が必要であると判断した場合には、当社取締役会に対して、独立委員の選任を要請することができる。

以上

(別紙3)

独立委員会委員の氏名と略歴

1. 有村 佳人 (ありむら よしと) 氏

生年月日：昭和39年2月11日生

略歴：平成9年4月 弁護士登録

平成11年7月 有村総合法律事務所設立

平成19年6月 当社社外取締役 (現任)

※ 同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。

2. 麻生 裕之 (あそう ひろゆき) 氏

生年月日：昭和39年8月18日生

略歴：昭和63年4月 (株)リクルート入社

平成12年1月 麻生税理士事務所開業 (現任)

平成13年6月 (株)ビーマップ取締役

平成14年6月 当社社外監査役 (現任)

平成17年5月 (株)シネックス監査役 (現任)

平成18年2月 (株)秀和システム監査役 (現任)

平成18年10月 (株)マウスコンピューター監査役 (現任)

平成19年3月 ユミルリンク(株)監査役 (現任)

平成19年10月 (株)フォーサイト21監査役 (現任)

平成20年6月 (株)グラスキューブ監査役 (現任)

※ 同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 保田 和磨 (やすだ かずま) 氏

生年月日：昭和21年9月11日生

略歴：昭和44年4月 コスモ証券(株)入社

平成8年6月 同社取締役

平成10年4月 コスモ・インフォメーション・センター(株)常務取締役

平成11年4月 富士通エフ・エス・オー(株)取締役

平成11年9月 モルガン・スタンレー証券会社 (現モルガン・スタンレーMUF
証券(株) エグゼクティブ・ディレクター

平成13年12月 プルデンシャル・ファイナンシャル・アドバイザーズ証券(株)
(現キャピタル・パートナーズ証券(株) 本店営業部長

平成15年7月 富士警備保障(株)理事

平成17年4月 同社常駐警備事業本部長兼執行役員

平成19年6月 当社社外監査役 (現任)

※ 同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。

以上

(別紙4)

当社株式の状況 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 : 1,513,716 株
2. 発行済株式総数 : 508,123 株
3. 大株主の状況

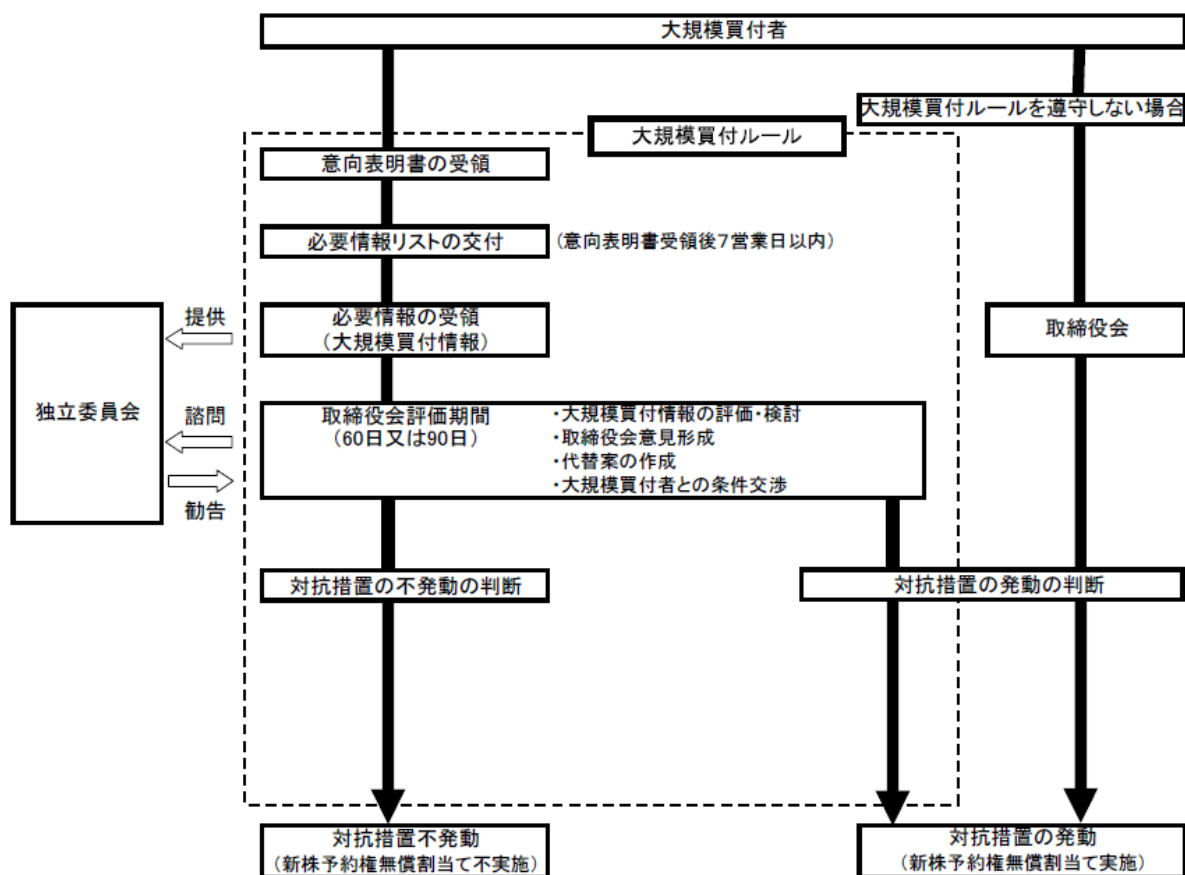
順位	株主名	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
1	高島 勇二	166,640	32.80
2	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (投信口)	36,240	7.13
3	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	9,278	1.83
4	株式会社SBI証券	7,082	1.39
5	株式会社フレックス	5,976	1.18
6	浅貝 武司	5,840	1.15
7	日本証券金融株式会社	4,846	0.95
8	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,813	0.95
9	ユニットコム従業員持株会	4,268	0.84
10	入来院 雄介	4,200	0.83

※ 1. 上記の他、当社は自己株式 100 株を保有しております。

※ 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以上

(別紙5)



※本フローチャートは、大規模買付ルールの概要をご理解いただくための参考資料として作成したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以上